

○第4期障害福祉計画において数値目標を定める事業について

1 障害福祉サービス等の体系

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスについては、障がい者一人ひとりの障がいの程度や、利用者の意向、介護者の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、児童福祉法に基づき支給決定される「障害児通所支援」、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が主体として柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分かれています。

